

糸満市立こども園（1号認定）利用調整優先順位について

児童氏名		生年月日		第1希望		調整点	
				第2希望		調整点	
				第3希望		調整点	

※調整点の合計が高いほど、調整時の優先度が高くなります。

		第1希望	第2希望	第3希望
[1]	現在こども園に在園し、当該こども園を希望する児童	100点		
[2]	身体障害者手帳、療育手帳を保有する又は特別児童扶養手当を受給している障がい児で、当該こども園が所在する小学校区域に住所を有する児童	50点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[3]	ひとり親世帯で、当該こども園が所在する小学校区域に住所を有する児童	40点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[4]	生活保護世帯または市町村民税非課税世帯で、当該こども園が所在する小学校区域に住所を有する児童	30点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[5]	当該こども園が所在する小学校区域に住所を有する児童	20点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[6]	当該こども園に兄弟姉妹が在園している児童	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[7]	当該こども園が所在する小学校区域に本籍を有するとともに、本市に住所を有する児童	2点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[8]	当該こども園が住所を有する小学校区域の小学校に兄弟姉妹が通学している	1点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[9]	本市に住所を有する児童 【[1]～[5]に該当しない方のみ】	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記 [1] ～ [9] の優先順位にて利用調整を行った結果、それでもなお利用定員を上回る場合の優先順位は下記のとおりとします。

※下記の優先順位は①が最も高く、順に下がっていきます。

[10]	①	申請児童が障がい児である	<input type="checkbox"/>
	②	ひとり親世帯である	<input type="checkbox"/>
	③	生活保護世帯である	<input type="checkbox"/>
	④	保護者の市町村民税が低いほう	<input type="checkbox"/>
	⑤	同世帯に疾病・障がい児（者）がいる	<input type="checkbox"/>
	⑥	同居親族等の介護・看護をしている	
	⑦	同一世帯の就学前児童数が多いほう	
	⑧	同一世帯の就学後児童数が多いほう	
	⑨	申請児童及び兄弟姉妹の保育料等の未納額が少ないほう	
	⑩	自宅から当該こども園までの距離が近いほう	

以上でもなお同位の場合は、実態調査のうえで判断します。